W90	東京湾	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、指定海域、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			
W106	大阪湾及播磨灘	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			
W151	豊後水道	1／125,000	法第１条第２項の政令で定める境界
（略）			
W153	備讃瀬戸及備後灘	1／125,000	航路、法第５条の航路の区間、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域

W90	東京湾	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、指定海域、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP90	TOKYO WAN	1／100,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路、指定海域、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			
W106	大阪湾及播磨灘	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP106	OSAKA WAN AND HARIMA NADA	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
（略）			
W151	豊後水道	1／125,000	法第１条第２項の政令で定める境界
JP151	BUNGO SUIDO	1／125,000	法第１条第２項の政令で定める境界
（略）			
W153	備讃瀬戸及備後灘	1／125,000	航路、法第５条の航路の区間、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第30条第１項の海域